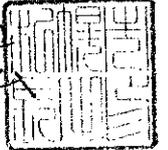


札幌市区の設置等に関する条例及び札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように制定する。

令和7年3月 3 / 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第30号

札幌市区の設置等に関する条例及び札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

札幌市区の設置等に関する条例及び札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和7年条例第1号）の施行期日は、令和7年4月7日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。